

補助金等の適正化基準（案）

適正化の基本的視点

公益性

- ・ 不特定多数の利益の実現を図るものかどうか。
- ・ 採算性等により民間事業者では実施されない事業かどうか。

公益性の判断にあたっては、積極的に不特定多数の利益の実現を図ることを基本とします。この判断の基準としては、直接的に広く市民全体に利益が及ぶものだけではなく、直接的には特定の個人・グループに対する利益であっても、間接的に市民全体に利益が及ぶ場合は、公益性が高いと判断します。また、多数については、必ずしも人数が多いことを要件とするのではなく、対象となる人数自体は少なくとも公益性が高いものもあるため、個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります。

また、民間事業者による事業実施の有無については、上記の基準を満たす事業を民間事業者が独立採算で実施できる場合は、市が補助金等を支出しなくても市民にとって必要なサービスは確保されるため、補助金等の支出は必要ないものと判断できます。しかし、民間事業者による事業実施が可能であっても、適切な利用料だけでは運営が困難な場合や、市民の利用料を低額に抑える必要がある場合は、公益性が高い場合に限り補助金等を支出することが可能となります。

公平性

- ・ 同様の活動を行っていても補助を受けている団体と受けていない団体が存在するかどうか。
- ・ 同種同規模の活動団体間で、補助額が公平かどうか。

公平性の判断にあたっては、交付先に対する公平性と補助額に対する公平性の2つを満たすことが必要です。

交付先に対する公平性とは、同じような規模で同じような活動を行っている団体が複数ある場合は、どちらも同様に補助金を受けられることを言いま

す。また、補助額に対する公平性とは、上記の場合、どちらも同じ額の補助額であることを言います。例えば、同じような規模で同じような活動を行う「A」「B」という団体があった場合、Aは補助金を受けているがBは受けていない、あるいは、Aは100万円の補助を受けているがBは50万円の補助しか受けていない場合は、団体間において不公平が生じていると言えます。このようなことが生じないように、同種同規模で同様の活動を行う団体であれば同様に補助金等の支給を受けられるように、補助対象（交付先）の要件や補助額算定の基準を明確にして、公平性を確保する必要があります。

有効性

- ・ 補助金額に見合う効果があるかどうか。
- ・ 委託や市の直接執行よりも補助金執行が適切であるかどうか。

有効性の判断にあたっては、補助金等の交付に対して補助金額に見合う効果が認められることが基本となります。この判断の基準としては、直接的な効果だけではなく間接的な効果についても考慮して判断する必要があります。例えば、啓発を目的としたイベントに対する補助金については、来場者が少なかったとしても啓発効果が認められるのであれば有効性は高いと判断できます。逆に、来場者数の多い理由が補助目的とは異なる理由による場合は、有効性が高いとは言えない場合もありますので、個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります。また、補助対象経費が明確に規定されていない補助金等については、補助目的が達成されたのかどうかの判断自体が困難な場合もあるため、補助対象経費を明確にし、事業に必要な経費に対して補助を行う必要があります。

なお、委託や市による直接執行よりも補助金執行が適切であるかどうかについては、事業実施について、市（行政）と補助の交付先（民間）のどちらに主体性があるのかという視点で判断します。委託や市による直接執行は市（行政）が主体的に事業を行うものですが、補助金等は補助の交付先（民間）が主体的に事業を行うものであるため、民間と行政との適切な役割分担の観点から、個別の内容に応じて適切に執行科目を選択する必要があります。

補助金等交付基準（案）

1 補助額（率）

- ・ 補助額の算定基準を明確にします。
- ・ 市民等の主体的な活動の支援という観点から、原則として、補助率は補助対象経費の1 / 2以内を基本とします。（政策的な観点等により、市として特に推進すべき補助事業については、1 / 2を超えることも可能とします。）
- ・ 国や大阪府の補助基準を超えて、市が単独で上乗せする補助は、原則として行わないこととします。（政策的な観点等により、市として特に推進すべき補助事業については、市単独で上乗せすることも可能とします。）

2 補助対象（交付先）

- ・ 市民間・団体間の公平性を図るため、補助対象(交付先)の要件を明確にします。
- ・ 補助の目的を踏まえながら、補助対象(交付先)が偏らないようにします。
- ・ 公募制を導入できるかどうか検証します。

3 補助対象経費等

- ・ 補助対象経費の範囲を明確にするとともに、以下の経費は対象外とします。
 - 「慶弔費」「交際費」「食糧費（事業活動に必要なものは除く）」「親睦費」等、補助事業と直接関係しない経費
 - 補助事業に直接関係しない「視察・研修旅費」
 - その他、社会通念上、公金を支出することが適当でない経費
- ・ 団体運営費に対する補助は、団体が行う事業だけではなく団体の管理的経費に対しても補助するものですが、団体の自主性・自立性を阻害する場合もあるため、以下に該当するものに限り、団体運営費に対する補助も可能とします。

< 条件 1 >

- ・ 設立当初で運営基盤が弱いため、一定の期間だけ支援する補助金

< 条件 2 >

- ・ 以下の全てに該当する団体への補助金
 - 市の事務の代替的な事業を行う団体である。
 - 他にその活動を担う団体が存在しない。
 - 自主財源により自立することが困難な事業を行う団体である。

4 執行科目

- ・ 本来「補助」とは、市民等が主体的に公益的な事業を行うことに対する市からの「支援」ですが、市が本来行うべき事業の実施を民間団体等に委ねるものは、「補助」ではなく「委託」等による予算執行が望ましい場合もあるため、委託事業等へ転換することも検討します。

5 見直し時期

- ・ 毎年度の予算査定等において、適宜、本ガイドラインに基づく見直しを行うとともに、定期的な適正化を図るため、3年に1回、行政評価の一環として、全ての補助金等について廃止も視野に入れた見直しを行います。

6 別の団体への再補助

- ・ 市からの補助金を別の団体に再交付している補助金は、補助金執行の不透明化につながりやすいので、直接補助が可能かどうか検証します。なお、再補助は、実情に精通した団体を通じた補助であり、直接補助よりも効率的・効果的な場合もあるため、一律に直接補助に移行することが妥当とは言えませんが、再補助を行う場合は、事務執行が適切に行われているかどうか、十分、確認する必要があります。

7 市が事務局的功能を担っている団体

- ・ 市が任意団体の事務局的功能を担うことは、団体の自主性・自立性を阻害するとともに、民間と行政との役割分担が不明確となることから、適切な支援を行いながら、団体自らが事務局を担うことができるよう、指導・育成に努めます。